

## 滋賀県人事委員会事務局 Twitter、Facebook および YouTube に係る運用要領

### (目的)

第1条 この運用要領は、滋賀県人事委員会事務局が Twitter、Facebook および YouTube を県民への情

報伝達媒体として利用するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この運用要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Twitter Twitter,Inc.がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。
- (2) Facebook Meta Platforms,Inc.がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。
- (3) YouTube Google LLC がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。
- (4) アカウント Twitter、Facebook および YouTube において、コンテンツを管理するために取得した権利およびユーザー名をいう。
- (5) 公式アカウント 滋賀県人事委員会事務局が管理するアカウントをいう。

### (管理責任者)

第3条 公式アカウントの運用管理は、滋賀県人事委員会事務局長（以下「管理責任者」という。）が行う。

2 管理責任者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 公式アカウント上への情報の掲載、削除等の承認および指示
- (2) 公式アカウント情報、パスワード等の管理
- (3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応
- (4) その他適切な運用を行うために必要な事項

### (投稿者)

第4条 公式アカウントへの投稿は、管理責任者が指定した職員が行う。

### (掲載情報)

第5条 公式アカウントでは次に掲げる情報を提供する。

- (1) 滋賀県職員採用に関する情報
- (2) その他管理責任者が適用と認めるもの

2 滋賀県人事委員会事務局 ソーシャルメディア利用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、適切な情報の提供に努める。

### (禁止事項)

第6条 公式アカウントでは、次に掲げる事項に該当する利用者からのコメントおよび投稿（以下「コメント等」という。）を禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
- (4) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの
- (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容を含むもの
- (9) わいせつな表現を含むもの
- (10) 掲載記事と無関係のもの
- (11) 前各号の内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの

2 利用者からのコメント等について、管理責任者が前項各号に掲げる事項に該当すると判断した場合は、コメント等の投稿者の了解を得ることなく、コメント等の全部または一部を削除する。

#### (著作権)

第7条 公式アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画、掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

#### (アカウント運用者の明示)

第8条 成りすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのユーザー名等を滋賀県ホームページに明示するとともに、公式アカウントの自己紹介欄には、この運用要領および「ガイドラインが閲覧できるアドレスを表記する。

#### (免責事項)

第9条 滋賀県は、公式アカウントに投稿された利用者からのコメント等について、一切の責任を負わない。

2 滋賀県は、コメント等の投稿者間、もしくはコメント等の投稿者と第三者間のトラブルによって、コメント等の投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

#### (アカウントの廃止)

第10条 情報の更新がなく6月を経過した場合は、公式アカウントを廃止する。ただし、6月経過後も公式アカウントを存続させる必要があると認める場合は、情報更新の終了を発表するものとし、その翌年度末までに廃止する。

#### (その他)

第11条 この要領に定めのない事項は、管理責任者が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年3月18日から施行する。